



# 茨城県報

第 684 号

令和 8 年 (2026年) 2 月 2 日

月 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●放置違反金の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	10
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課)	10
●身体障害者福祉法に規定する医師の辞退 (障害福祉課)	11
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課)	11
●令和 9 年度茨城県立産業技術専門学院普通課程の普通職業訓練に係る訓練生の定員及び訓練期間 (産業人材育成課)	12
●令和 9 年度茨城県立産業技術短期大学の訓練科に係る定員及び訓練期間 (産業人材育成課)	13
●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	13
●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課)	14
●指定公金事務取扱者の委託 (都市整備課)	14
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課)	14
(公 安 委 員 会)	
●茨城県道路交通法施行細則の規定に基づく医師の指定	15
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●個人演説会等を開催することができる施設の指定	15
公 告	
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	16
(企 業 局)	
●入札公告 (2 件)	16
(病 院 局)	
●入札公告	25

## 規 則

(公 安 委 員 会)

### 茨城県公安委員会規則第 1 号

放置違反金の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

放置違反金の徴収に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の徴収に関する規則（平成18年茨城県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。  
様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号

第 年 月 日 号

仮 納 付 金 返 還 通 知 書

殿

茨 城 県 公 安 委 員 会

印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)」については、下記の理由により納付命令をしないこととしたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 2 項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を作成し、返信用封筒で早急に返送してください。

なお、5 年以内に請求しなければ、返還を受ける権利はなくなりますので、ご注意ください。

記

1 納付命令をしないこととした理由及び返還金の額

理 由	
返 還 金 の 額	金 円

2 仮納付金返還請求書の送付先

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6  
茨城県警察本部交通部交通指導課  
電話 029-301-0110 (代)

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号

## 仮納付金返還請求書

茨 城 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

金 額	金		円
-----	---	--	---

上記金額について、下記の口座に振込みの取扱いをされたく請求します。

記

金 融 機 関 店 舗 名	銀行 金庫 組合	支店
預 金 種 別	1 普通 (総合)    2 当座	※ 指定した口座の預金種別に 応じ、番号を○で囲む。
口 座 番 号		
口 座 名 義 ( カ タ カ ナ )		

- 注 1 日付については、本請求書を作成した日を記入してください。  
 2 電話欄には、日中連絡のとりやすい電話番号を記入してください。  
 3 振込先は、原則として請求者本人の口座を指定してください。請求者本人以外の口座に振込みを希望する場合は、委任状が必要となりますので、下記の照会先までご連絡ください。  
 4 ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、口座番号欄に指定した口座の記号及び番号を記入してください。  
 5 口座名義欄には、通帳、キャッシュカード等に記載されているカタカナの口座名義を記入してください。

照 会 先
茨城県警察本部交通部交通指導課 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番 6 電話 029-301-0110 (代)

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号

第 号  
年 月 日

放置違反金納付命令取消 (兼) 還付通知書

殿

茨 城 県 公 安 委 員 会 

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 7 項の規定により通知します。また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金等還付請求書」を作成し、返信用封筒で早急に返送してください。

なお、5 年以内に請求しなければ、還付を受ける権利はなくなりますので、ご注意ください。

記

1 納付命令を取り消した理由及び還付金の額

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について
	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 1 2 8 条第 1 項の規定による反則金の納付をした <input type="checkbox"/> 公訴を提起された <input type="checkbox"/> 家庭裁判所の審判に付された
還 付 金 の 額	金 円

2 放置違反金等還付請求書の送付先

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6  
 茨城県警察本部交通部交通指導課  
 電話 0 2 9 - 3 0 1 - 0 1 1 0 (代)

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号

## 放置違反金等還付請求書

茨城県警察本部長 殿

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

金 額		円
-----	--	---

上記金額について、下記の口座に振込みの取扱いをされたく請求します。

記

金 融 機 関 店 舗 名	銀 行 金 庫 組 合	支 店
預 金 種 別	1 普通 (総合)    2 当座	※ 指定した口座の預金種別に 応じ、番号を○で囲む。
口 座 番 号		
口 座 名 義 ( カ タ カ ナ )		

- 注
- 1 日付については、本請求書を作成した日を記入してください。
  - 2 電話欄には、日中連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
  - 3 振込先は、原則として請求者本人の口座を指定してください。請求者本人以外の口座に振込みを希望する場合は、委任状が必要となりますので、下記の照会先までご連絡ください。
  - 4 ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、口座番号欄に指定した口座の記号及び番号を記入してください。
  - 5 口座名義欄には、通帳、キャッシュカード等に記載されているカタカナの口座名義を記入してください。

照 会 先
茨城県警察本部交通部交通指導課 〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番 6 電話 029-301-0110 (代)

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

 告 示
 

---

## 茨城県告示第59号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 3 - { 2 - [ (シクロプロピル) (メチル) アミノ ] エチル } - 1 H-インドール-4-オール及びその塩類  
 (2) 2 - [ (4-イソプロポキシフェニル) メチル ] - 5-ニトロ-1 - [ 2 - (ピロリジン-1-イル) エチル ] - 1 H-ベンゾ [ d ] イミダゾール及びその塩類  
 (3) 2 - { 2 - [ ( 2 , 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル ] - 5-ニトロ-1 H-ベンゾ [ d ] イミダゾール-1-イル } - N , N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

## 2 失効の理由

条例第2条第5号に規定する薬物に指定されたため

## 3 指定の失効年月日

令和 8 年 1 月 31 日

## 茨城県告示第60号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

番号	種目	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指定年月日
1	視覚	眼科	粕谷 友香	古河赤十字病院	古河市下山町1150	令和 8 年 1 月 15 日
2	聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能	耳鼻咽喉科	中川 博人	茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528番地	令和 8 年 1 月 15 日
3	じん臓機能	腎臓内科	本村 鉄平	茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター	笠間市鯉淵6528番地	令和 8 年 1 月 15 日

番号	種目	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指定年月日
4	心臓機能	循環器内科	飯岡 勇人	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2丁目1-1	令和8年1月15日
5	肢体不自由	神経内科	宮内 博基	筑波記念病院	つくば市要1187 -299	令和8年1月15日

## 茨城県告示第61号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

## 辞 退

種目	診療科目	氏名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
ぼうこう・直腸機能	外科	大城 幸雄	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日
呼吸器機能	呼吸器内科	金子 美子	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日
呼吸器機能	内科	土田 文宏	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日
ぼうこう・直腸機能	外科	松尾 亮太	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日
心臓機能	循環器内科	濱田 佳江	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日
心臓機能	循環器内科	常岡 秀和	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日
肝臓機能	消化器内科	伊藤 嘉美	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	令和7年 10月31日

## 茨城県告示第62号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定により、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

## 内容変更（医療機関名、所在地）

種目	氏名	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
		医療機関名称	医療機関所在地	医療機関名称	医療機関所在地	
呼吸器機能	太田 恭子	龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里1-1	独立行政法人 国立病院機構 水戸医療セン ター	東茨城郡茨城町 桜の郷280	令和7年 11月10日
じん臓機能	高田 健治	一般財団法人 筑波麓仁会筑 波学園病院	つくば市上横場 2573-1	医療法人社団 医仁会渡邊ク リニック	下妻市大串字富 士598-1	令和6年 4月1日

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関名称	医療機関所在地	医療機関名称	医療機関所在地	
じん臓機能	渡邊 仁	渡辺クリニック	下妻市大串字富士598-1	医療法人社団 医仁会渡邊ク リニック	下妻市大串字富士598-1	令和6年 4月1日
心臓機能	小原 健一	龍ヶ崎済生会 病院	龍ヶ崎市中里1 丁目1	社会医療法人 若竹会つくば セントラル病 院	牛久市柏田町 1589-3	令和6年 4月1日

## 茨城県告示第63号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、令和9年度の茨城県立産業技術専門学院普通課程の普通職業訓練に係る定員及び訓練期間を次のように定める。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和 彦

学 院 名	訓練科名	課 程		定 員			訓練期間
				1 年	2 年	合 計	
茨城県立情報テクノロジー 大 学 校 併 設 水 戸 産 業 技 術 専 門 学 院 (※1)	自動車整備科	普通職業訓練	普通課程	20	20	40	2年
	建築システム科	普通職業訓練	普通課程	—	25	25	2年
				25	—	25	1年(※2)
	電気エンジニア科	普通職業訓練	普通課程	20	—	20	1年
計	—	—	65	45	110	—	
茨城県立日立産業技術 専 門 学 院	金属クラフト科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	PC・CAD科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	計	—	—	30	—	30	—
茨城県立鹿島産業技術 専 門 学 院	電気プラント保全科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	金属プラント保全科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	メカニカルデザイン科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	計	—	—	45	—	45	—
茨城県立土浦産業技術 専 門 学 院	コンピュータ制御科	普通職業訓練	普通課程	20	20	40	2年
	自動車整備科	普通職業訓練	普通課程	20	20	40	2年
	機械技術科	普通職業訓練	普通課程	20	20	40	2年
	ITシステム科	普通職業訓練	普通課程	20	—	20	1年
	計	—	—	80	60	140	—
茨城県立筑西産業技術 専 門 学 院	電気エンジニア科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	FAロボット科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	溶接マスター科	普通職業訓練	普通課程	15	—	15	1年
	計	—	—	45	—	45	—
合 計	—	—	265	105	370	—	

※1 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院は令和8年4月1日から茨城県立情報テクノロジー大

学校併設水戸産業技術専門学院に改称予定

※ 2 建築システム科は、令和 9 年度入学生から訓練期間を 1 年に変更予定

茨城県告示第64号

茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第78号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 9 年度の訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

訓練科名	課 程		定員 (人)		訓練期間
			1 年	2 年	
情報システム科	高度職業訓練	専門課程	40	40	2 年
情報処理科	高度職業訓練	専門課程	60	60	2 年
応用情報専攻科※	高度職業訓練	応用課程	20	20	2 年

※ 茨城県立産業技術短期大学は令和 8 年 4 月 1 日から茨城県立情報テクノロジー大学に移行予定であり、上の表中応用情報専攻科は、同日の新設を予定

茨城県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路線名 県道 水戸鉾田佐原線
- 供用開始の区間 東茨城郡大洗町港中央11番 4 地先から  
東茨城郡大洗町港中央11番 2 地先まで
- 供用開始の期日 令和 8 年 2 月 2 日

茨城県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 8 年 2 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路線名 県道 玉里水戸線
- 供用開始の区間 小美玉市小岩戸1041番 2 地先から  
小美玉市小岩戸2026番60地先まで
- 供用開始の期日 令和 8 年 2 月 3 日

## 茨城県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年2月2日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線
- 3 占用を制限する区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町港中央11番4地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 35.1 最小 34.4	83	
東茨城郡大洗町港中央11番2地先まで	新	最大 37.5 最小 35.1	83	現道拡幅

- 4 占用の制限の開始の期日 令和8年2月2日

## 茨城県告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
水戸の梅まつり実行委員会
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地  
茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎1階
- 3 指定公金事務取扱者を指定した日  
契約締結の日
- 4 指定公金事務取扱者に納付させる歳入等の内容  
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第11条第1項に定める、偕楽園の有料公園施設の使用料（桜山駐車場に限る。）
- 5 委託期間  
令和8年2月11日から令和8年3月31日まで

## 茨城県告示第69号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新守谷駅周辺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	下 村 隆	茨城県守谷市松並1987番地
理 事	高 橋 哲 朗	茨城県守谷市立沢1606番地の1
理 事	森 山 克 彦	茨城県守谷市立沢84番地
理 事	市 原 昇	茨城県守谷市立沢1910番地
理 事	井 上 昭	茨城県守谷市立沢1905番地
理 事	小野寺 志 郎	茨城県守谷市立沢1902番地
理 事	杉 原 利 昭	茨城県常総市菅生町3701番地

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第7号

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）第29条の3第1項の規定により医師の指定をしたので、同細則第29条の4の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月2日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

氏 名	勤務する病院又は診療所の名称	所 在 地
増 田 洋 亮	筑波大学医学医療系	つくば市天王台1-1-1
山 崎 浩		
小 松 雄 樹		
長谷川 智 明	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10
吉 田 健太郎	茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528
石 井 徳 恵	医療法人盡誠会宮本病院	稲敷市幸田1247

## (選 挙 管 理 委 員 会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第16号

選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

令和8年2月2日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

指定した選挙管理委員会	施設の名称	施設の所在地
桜川市選挙管理委員会	桜川市大和ふれあいセンター	桜川市羽田989番地1
桜川市選挙管理委員会	桜川市生涯学習センター	桜川市東桜川一丁目21番地1
桜川市選挙管理委員会	桜川市真壁伝承館	桜川市真壁町真壁198番地

## 公 告

### ●都市計画の図書の縦覧

大宮都市計画下水道の変更に伴い、常陸大宮市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
下水道（大宮町公共下水道）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

（企 業 局）

### ●入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和8年2月2日

茨城県企業局鹿行水道事務所長 清水 敏治

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
鹿行上水委託原第08-30-404-0-004号  
鹿行工水委託原第08-30-424-0-004号  
浄水発生土処理業務委託（その1）（以下「処理業務委託（その1）」という。）  
鹿行上水委託原第08-30-404-0-005号  
鹿行工水委託原第08-30-424-0-005号  
浄水発生土収集運搬業務委託（その1）（以下「運搬業務委託（その1）」という。）
  - (2) 委託業務の内容等  
浄水発生土処理業務委託（その1）入札説明書による。  
浄水発生土収集運搬業務委託（その1）入札説明書による。
  - (3) 委託業務の予定数量  
処理業務委託 8,379トン  
運搬業務委託 8,379トン
  - (4) 委託業務期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  - (5) 委託業務履行場所（排出事業場）

茨城県鹿嶋市宮中3761-1

茨城県企業局鹿行水道事務所 鹿島浄水場

(6) 入札方法

ア 本入札は、処理業務委託の処理価格に加えて、運搬業務委託の運搬価格を総合的に評価して、処理業務委託及び運搬業務委託の落札者を決定する総合評価により実施するものである。

なお、提出する入札書は、処理業務委託及び運搬業務委託各々について提出するものとする。

イ 入札金額は、処理業務委託においては1トン当たりの処理単価並びに運搬業務委託においては1トン当たりの収集運搬単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(7) 落札者の決定方法

茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第97条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で、処理業務委託及び運搬業務委託について、各々提出された合計額の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者及び落札価格とする。

この場合の予定価格は、処理業務委託及び運搬業務委託の合計額とする。

2 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類23（廃棄物処理・衛生その他環境保護）に登録されている者（産業廃棄物処理業者においては、小分類1（廃棄物処理）、産業廃棄物収集運搬業者においては、小分類2（廃棄物収集運搬）に登録されている者）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした場合を除く。）。

(4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(5) 産業廃棄物処理業者においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第6項の許可を受けた者であること。また、産業廃棄物収集運搬業者においては、廃掃法第14条第1項の許可を受けた者であること。

なお、許可証の事業の種類に「汚泥」を含むこと。

(6) 浄水発生土（浄水場の処理過程において発生する汚泥。以下「汚泥」という。）を処理する施設は(5)の許可を受けたものであり、茨城県、千葉県、埼玉県又は栃木県内のいずれかにあること。

(7) 産業廃棄物処理業者においては、排出される汚泥全量について、セメント原料、軽量骨材として焼成する工程を経て製品化する施設を有する者であること。

なお、施設の年間処理能力が予定数量以上であること。

(8) 産業廃棄物処理業者においては、水道事業者が発注した汚泥の処理業務において、セメント原料、軽量骨材と

して焼成する工程を経て製品化する用途に有効利用した処理実績を有する者であること。産業廃棄物収集運搬業者においては、水道事業者が発注した汚泥の収集運搬業務の受注実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中3761-1

茨城県企業局鹿行水道事務所 総務課

電話 0299-82-1121

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、3(2)の交付期間中に以下へその旨申請すること（様式任意）。

茨城県企業局鹿行水道事務所メールアドレス kirosui@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から令和8年2月24日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。ただし、茨城県の休日を含める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限

令和8年2月24日（火）午後5時

- (4) 入札書の受領期限

令和8年3月17日（火）午後2時（ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合は、令和8年3月16日（月）午後5時必着とする。）

### 4 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和8年2月17日（火）午後5時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

3(1)に示す場所

#### ウ 方法

質問は、電子メールによること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

#### ア 日時

令和8年2月20日（金）午後5時まで

#### イ 方法

電子メールにより回答する。

### 5 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者の連名で、2(5)から2(8)に係る書類を添付して、3(1)に示す場所に3(3)で指定する日時までに郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、提出しなければならない。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 処理業者と収集運搬業者の組合せを変えた別申請は認めない。

- (3) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により通知する。

(4) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

## 6 入札執行の日時、場所等

### (1) 日時

令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 2 時

### (2) 場所

茨城県企業局鹿行水道事務所 1 階小会議室

## 7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第94条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

(2) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき。

(4) 電報、電話及び電子メールによる入札

(5) 入札参加確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

(6) 記名を欠くとき。

(7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

(10) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、参加資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けたとき。

(12) この入札公告及び入札説明書において、指示した条件に違反して入札を行ったとき。

## 10 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、3(1)に示す場所へ郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 11 再度入札等

(1) 再度入札は、1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 12 契約書作成の要否

処理業務委託（その1）及び運搬業務委託（その1）各々について要する。

## 13 その他

- (1) 本件調達に係る令和 8 年度歳入歳出予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (2) 入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 本業務は分割発注に係る競争入札であり、浄水発生土処理業務委託（その 1）の落札業者は、その後同日に執行する次の業務の入札に参加することができない。この場合において、当該落札業者及び連名で参加申請した収集運搬業者から、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱うものとする。

## 【業務名】

鹿行上水委託原第 08-30-404-0-007 号

鹿行工水委託原第 08-30-424-0-008 号

浄水発生土処理業務委託（その 2）

- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当（県庁 6 階）

電話 029-301-4875（直通）

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Collection, transport, and processing of sludge generated by Rakkou Water Purification Plant  
Estimated amount of sludge: 8,379tons
- (2) Deadline for tender:  
By mail : 5:00pm on March 16, 2026 (local time)  
In person : 2:00pm on March 17, 2026 (local time)
- (3) Contact point for notice:  
General Affairs Section  
Rakkou District Waterworks Office  
Ibaraki Prefectural Public Enterprise Bureau  
3761-1 Kyuchuu, Kashima-city, Ibaraki Prefecture, Japan 314-0031  
Tel : 0299-82-1121

## ◎入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県企業局鹿行水道事務所長 清 水 敏 治

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

鱒上水委託原第08-30-414-0-003号

鱒工水委託原第08-30-434-0-003号

浄水発生土処理業務委託 (以下「処理業務委託」という。)

鱒上水委託原第08-30-414-0-004号

鱒工水委託原第08-30-434-0-004号

浄水発生土収集運搬業務委託 (以下「運搬業務委託」という。)

(2) 委託業務の内容等

浄水発生土処理業務委託入札説明書による。

浄水発生土収集運搬業務委託入札説明書による。

(3) 委託業務の予定数量

処理業務委託 1,589トン

運搬業務委託 1,589トン

(4) 委託業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 委託業務履行場所 (排出事業場)

茨城県鹿嶋市鱒川234

茨城県企業局鹿行水道事務所 鱒川浄水場

(6) 入札方法

ア 本入札は、処理業務委託の処理価格に加えて、運搬業務委託の運搬価格を総合的に評価して、処理業務委託及び運搬業務委託の落札者を決定する総合評価により実施するものである。

なお、提出する入札書は、処理業務委託及び運搬業務委託各々について提出するものとする。

イ 入札金額は、処理業務委託においては1トン当たりの処理単価並びに運搬業務委託においては1トン当たりの収集運搬単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

(7) 落札者の決定方法

茨城県企業局会計規程 (平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。)第97条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で、処理業務委託及び運搬業務委託について、各々提出された合計額の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者及び落札価格とする。

この場合の予定価格は、処理業務委託及び運搬業務委託の合計額とする。

2 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 23 (廃棄物処理・衛生その他環境保護) に登録されている者 (産業廃棄物処理業者においては、小分類 1 (廃棄物処理)、産業廃棄物収集運搬業者においては、小分類 2 (廃棄物収集運搬) に登録されている者) であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと (更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした場合を除く。)
- (4) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 産業廃棄物処理業者においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。) 第 14 条第 6 項の許可を受けた者であること。また、産業廃棄物収集運搬業者においては、廃掃法第 14 条第 1 項の許可を受けた者であること。

なお、許可証の事業の種類に「汚泥」を含むこと。

- (6) 浄水発生土 (浄水場の処理過程において発生する汚泥。以下「汚泥」という。) を処理する施設は(5)の許可を受けたものであり、茨城県、千葉県、埼玉県又は栃木県内のいずれかにあること。
- (7) 産業廃棄物処理業者においては、排出される汚泥全量について、セメント原料、軽量骨材として焼成する工程を経て製品化する施設を有する者であること。

なお、施設の年間処理能力が予定数量以上であること。

- (8) 産業廃棄物処理業者においては、水道事業体が発注した汚泥の処理業務において、セメント原料、軽量骨材として焼成する工程を経て製品化する用途に有効利用した処理実績を有する者であること。産業廃棄物収集運搬業者においては、水道事業体が発注した汚泥の収集運搬業務の受注実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中3761-1

茨城県企業局鹿行水道事務所 総務課

電話 0299-82-1121

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、3(2)の交付期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

茨城県企業局鹿行水道事務所メールアドレス kirotsui@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から令和 8 年 2 月 24 日 (火) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限

令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 5 時

- (4) 入札書の受領期限

令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 2 時 30 分 (ただし、郵送 (書留郵便に限る。) による入札の場合は、令和 8 年 3 月 16 日 (月) 午後 5 時必着とする。)

### 4 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

## ア 質問受付期間

公告の日から令和 8 年 2 月 17 日 (火) 午後 5 時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

3(1)に示す場所

## ウ 方法

質問は、担当部局へ電話連絡の上、電子メールによること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

令和 8 年 2 月 20 日 (金) 午後 5 時まで

## イ 方法

電子メールにより回答する。

## 5 入札参加資格等の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者の連名で、2(5)から 2(8)に係る書類を添付して、3(1)に示す場所に 3(3)で指定する日時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 処理業者と収集運搬業者の組合せを変えた別申請は認めない。

(3) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により通知する。

(4) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

## 6 入札執行の日時、場所等

## (1) 日時

令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 2 時 30 分

## (2) 場所

茨城県企業局鹿行水道事務所 1 階小会議室

## 7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第 94 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第 89 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

(2) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき。

(4) 電報、電話及び電子メールによる入札

- (5) 入札参加確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (6) 記名を欠くとき。
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (9) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、参加資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けたとき。
- (12) この入札公告及び入札説明書において、指示した条件に違反して入札を行ったとき。

#### 10 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、3(1)に示す場所へ郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 11 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 12 契約書作成の要否

処理業務委託及び運搬業務委託各々について要する。

#### 13 その他

- (1) 本件調達に係る令和 8 年度歳入歳出予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (2) 入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

< 申請書の入手、提出及び問合せ先 >

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当（県庁 6 階）

電話 029-301-4875（直通）

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Collection, transport, and processing of sludge generated by Wanigawa Water Purification Plant  
Estimated amount of sludge: 1,589tons
- (2) Deadline for tender:  
By mail : 5:00pm on March 16, 2026 (local time)  
In person : 2:30pm on March 17, 2026 (local time)
- (3) Contact point for notice:

General Affairs Section  
Rokkou District Waterworks Office  
Ibaraki Prefectural Public Enterprise Bureau  
3761-1 Kyuchuu, Kashima-city, Ibaraki Prefecture, Japan 314-0031  
Tel : 0299-82-1121

~~~~~  
(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 8 年 2 月 2 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹  
茨城県立こども病院長 新 井 順 一

1 調達内容

(1) 購入物件名

A重油 JIS 1種1号【共同購入】

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書(仕様書)」で指定する特質等を有すること。

(3) 予定数量

茨城県立中央病院 200キロリットル

茨城県立こども病院 100キロリットル

計 300キロリットル

(4) 納入期限

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで 3 か月間

(5) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院

茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 茨城県立こども病院

(6) 入札方法

入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格が

あること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話 0296-77-1121 内線2026

- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧期間及び場所

期間 入札公告の日から令和8年2月26日（木）まで

茨城県立中央病院ホームページ

<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

茨城県立こども病院ホームページ

<https://www.ibaraki-kodomo.com/ich/>

### 4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類等を添付して、3の(1)に示す場所に、令和8年2月26日（木）午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格等の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。
- (3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

### 5 入札執行の日時及び場所

令和8年3月17日（火） 午前10時30分

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 本館大会議室

### 6 入札手続等

- (1) 入札書の提出

入札書の受領期限

令和8年3月17日（火） 午前10時30分（ただし、郵送による入札の場合は、令和8年3月16日（月）午後5時必着とする。）

- (2) 入札方法

ア 入札金額は、1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引換、変更又は取消しは、認めない。

ウ 入札執行回数は、初回を含めて 2 回を限度とする。

(3) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号。以下「会計規程」という。）第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合、その他不正行為があったと認められるとき。

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。

ウ 記名又は押印を欠くとき。

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

カ 同一人の入札に2通以上の入札を行ったとき。

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

ク 代理人が委任状を持参しないとき。

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者がした入札

9 契約書作成の要否

要

10 その他

詳細は、入札説明書による。

当該入札公告によって生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

A Fuel Oil (JIS Class 1, No. 1).

(2) Time limit for tender:

5:00 PM, 16 March, 2026 in case of by mail

10:30 AM, 17 March, 2026 in case of by hand

## (3) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.  
6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.  
TEL 0296-77-1121 (ext.2026)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)